第十三号様式(第八条関係)

評価の業務の計画棟数

業　務　の　区　分	計　画　棟　数
一　建築士法第三条第一項第二号から第四号までに掲げる建築物である住宅	設計住宅性能評価　　棟
	建設住宅性能評価　　棟
二　建築士法第三条の二第一項各号に掲げる建築物である住宅(前号に掲げる住宅を除く。)	設計住宅性能評価　　棟
	建設住宅性能評価　　棟
三　前二号に掲げる住宅以外の住宅	設計住宅性能評価　　棟
	建設住宅性能評価　　棟

(注意)

①　事業年度に行う計画棟数を記載してください。

②　登録の更新の場合には、前事業年度の実績を記載してください。

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

2　設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価を行う棟数の計画の根拠を示す書類を添付してください。(登録の更新の場合を除く。)